

介護保険でできること



▶ 身体介護

身体介護のサービスを受けられる方

食事や入浴、排せつなど、利用者の身体に直接触れる介助サービス

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



○ 上記のほか、**自立を支援する目的**で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。

外出の介助について

○ 日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続き、通所介護施設・介護保険施設の見学などのための外出にご利用いただけます。

✖ 冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行、ギャンブル等）などのための外出には、ご利用いただけません。

▶ 生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



生活援助のサービスを受けられる方

介護保険でできないこと

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくとも日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家の範囲を超える行為

は対象になりません。



※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家の範囲を超える行為です。

利用者本人がいない時のサービス

✖ 利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。



医療行為について

✖ ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

院内介助について

✖ 病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

